

## 第34回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時：平成24年6月25日（月）10時00分～0時00分

場所：弁護士会館16階来賓室

出席者：（委員）

議長 北川 正恭（早稲田大学公共経営大学院教授）  
長見 万里野（全国消費者協会連合会会長）  
清原 慶子（三鷹市長）  
古賀 伸明（日本労働組合総連合会会長）  
ダニエル・フット（東京大学大学院法学政治学研究科教授）  
中川 英彦（前京都大学大学院教授）  
松永 真理（バンダイ社外取締役）  
湯浅 誠（反貧困ネットワーク事務局長）

（日弁連）

会長 山岸 憲司  
副会長 斎藤 義房、小川 恭子  
事務総長 荒 中  
事務次長 中西 一裕、二瓶 茂、鈴木 啓文、大貫 裕仁、野口 啓一  
広報室室長 生田 康介  
全面的国選付添人制度実現本部事務局長 須納瀬 学

以上 敬称略

### 1. 開会

（中西事務次長）

それでは定時になりましたので、中川先生は少し遅れられるとのことですが、第34回日弁連市民会議を始めたいと思います。

今回が日弁連の新執行部初めての市民会議ですので、簡単に日弁連側の出席者の紹介をいたします。

（山岸会長）

5月9日から就任いたしました山岸でございます。よろしく願いいたします。挨拶は後ほどさせていただきます。

（小川副会長）

担当副会長の小川恭子と申します。滋賀の出身です。久方ぶりの女性副会長が、本年は13人中2人おりますので、ぜひ司法改革にジェンダーの視点をとるので、会長のほうからもお

っしゃっていただいていますので、この市民会議でも一度取り上げられたらと思っております。よろしく申し上げます。

(斎藤副会長)

副会長の斎藤でございます。東京弁護士会の会長を兼ねております。よろしく申し上げます。

(荒事務総長)

会長と同じく5月9日から事務総長に就任しました。仙台弁護士会所属の荒でございます。会長とは3年前と一緒に副会長を経験させていただいて、清原先生をはじめ一部の先生方とは、意見交換をさせていただいております。また、今後ともよろしく願いいたします。

(中西事務次長)

私は事務次長の中西です。よろしく申し上げます。

(鈴木事務次長)

事務次長の鈴木と申します。今日テーマになっております付添人と、それから法テラスの関係を担当しております。よろしく願いいたします。

(二瓶事務次長)

事務次長の二瓶でございます。よろしくお願いを申します。

(大貫事務次長)

事務次長の大貫でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

(野口事務次長)

事務次長の野口でございます。引き続き、よろしくお願ひいたします。

(生田広報室室長)

広報室長の生田でございます。引き続き、よろしくお願ひします。

(須納瀬全面的付添人制度実現本部事務局長)

今日テーマになっております国選付添人問題の関係で、全面的付添人制度実現本部事務局長の須納瀬でございます。よろしくお願ひいたします。

(中西事務次長)

今日出席の日弁連側のメンバーは以上でございます。

続きまして、本日の配付資料ですが、事前にお送りしていますが、議題1は、全面的国選付添人制度の実現についてということで、その関連資料が資料34-1から34-1-7で、その他に「付添人がいてよかった」、「非行少年に寄り添う」という二冊のパンフレットがあります。

議題2の東日本大震災・原発事故支援、継続議題の関係が綴じたものが34-2から34-2-5まででして、その他、33回日弁連市民会議議事録(案)が入っています。それと1枚、日弁連新聞の縮小版が入っていますが、その中程に市民会議の活動領域拡大についての意見交換という記事を載せていますので紹介します。

今回の市民会議は、ホームページに掲載する今週の会長の撮影でカメラが入っていますので、場合によっては顔の写真が入ってしまうかもしれませんが、よろしくご了承お願ひいたします。

それでは、以下、北川議長に進行をお願いいたします。

## 2. 開会の挨拶

(北川議長)

おはようございます。今日は、委員の皆様お忙しい中ご出席くださり、ありがとうございます。また本日、豊秀一副議長が所用のためご欠席でございますので、ご報告をさせていただきます。

今回は、今年度第1回でございますので、市民会議委員の皆様にも、恐縮ですけれども一言ずつ自己紹介、新執行部に何かお話をしたいことがあれば併せて簡単に一言ずつ、まず、自己紹介をいただけたらと思いますので、よろしくをお願いいたします。

(清原委員)

おはようございます。東京都三鷹市長の清原でございます。私は、司法制度改革推進本部の刑事裁判員制度の検討会の委員と、それから公的弁護の委員をさせていただいた経験をもっております。

それは、前職の大学教員るときでございましたが、三鷹市長になりましてからもその役を引き続きさせていただき、裁判員制度が定着していることを本当にうれしく思います。大変重要な会議でございますので、引き続きお世話になりますが、よろしくをお願いいたします。

(古賀委員)

連合会長の古賀でございます。よろしくをお願いいたします。仕事から欠席が多い1人でございますけれども、できるだけ出席するように心がけたいと思います。ぜひ、よろしくをお願いいたします。

(湯浅委員)

おはようございます。湯浅といたします。国内の貧困問題に取り組んでおりまして、その関係で弁護士さんにはいろいろな方面でお世話になっております。今後、引き続きよろしく申し上げます。

(フット委員)

東京大学のフットでございます。どうぞ、よろしくをお願いいたします。私は、法曹養成関係とか、裁判制度、刑事制度などには関心がありますけれども、実は、この市民会議で何年か前にジェンダーの問題を取り上げたらいいのではないかと、提案したことがあるように記憶しております。先ほど小川副会長よりジェンダーの観点に関するテーマをこれから取り上げる予定であるということを知って、喜んでおります。

(長見委員)

全国消費者協会連合会の長見と申します。よろしくをお願いいたします。消費者問題も本当に法律がいっぱいからむようになりまして、全国各地で弁護士さんのご支援がなければ運動が進まない状態になっています。引き続きご支援いただきたいと思います。よろしくをお願いいたし

ます。

(松永委員)

松永でございます。私は今バンダイの社外役員をやっておりますが、今週に株主総会が二つあって、そこで承認されればですが、また社外役員を担うことになります。今、日本再生の道を女性の力でという動きがありますし、今日ジェンダーの話も聞けましたので、そのお話も楽しみにしております。

(北川議長)

では、中川さん、一言自己紹介と、もし何か簡単なことで一言あれば。

(中川委員)

どうも遅れまして申し訳ございませんでした。中川でございます。特に何も申し上げることはございません。私は、出身が企業でございまして、ずいぶん前のことになるのですが、その当時、司法制度改革がございまして、ちょうど会長をされた平山先生などと一緒に、法曹制度委員会のメンバーで、その辺からだんだん足を突っ込むといたしますか、皆さんとお付き合い、今法テラスのほうで審査委員もやっております、そんなことでいろいろ弁護士会、会社におるときも少し皆さんお付き合いがございましたけれど、そんなことで長い間、市民会議でも第1回目からフットさんと一緒に出させていただいております。よろしく願いを申し上げます。

### 3. 山岸憲司日弁連会長挨拶

(北川議長)

それでは、どうもありがとうございました。それでは、山岸新会長は初めてでございますので、ご挨拶をいただきたいと思います。

(山岸会長)

改めましてご挨拶申し上げます。新会長に就任いたしました山岸憲司でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

先生方には、私が事務総長のころから、あるいは副会長のころから、いろいろな形でお世話になり、またご意見を頂戴してきた先生方ばかりだと思います。いわゆる司法改革見直しの時期といたしますか、転換期といたしますか、理念を忘れず現実を見据えてと盛んに言ってきたのですが、その理念が果たしてどうだったのか。厳しい現実が突きつけられている中で、どこをどう変えるのか。これは容易なことではございません。

そしてあなたは調整力があるという話だから3万2,000名の意見を調整しろというようなことを選挙戦のときには盛んに言われるわけですが、非常に意見が様々に分かれている中で、この自由業の集団をまとめていくと、舵取りをしていくということは容易なことではないということは、重々承知しております。

ただ、何とかしなければならぬと。国民、市民のためにと言ってきたわれわれの司法改革

を誤りなきを期して進めるところを進める。それから、変えるところはきちっと見直して変えていくということについて、しっかりした議論をしていこうという思いは、多くの良識ある弁護士は共通だろうと思います。

日弁連も、私どもが執行部になっての第1回の理事会で、ある理事から、日弁連もずいぶん官僚的になったものだというような言葉がありました。確かにこの3万2,000名の会員、弁護士職員入ると300人以上の職員が全国の弁護士そして弁護士会の職員の方々の力を借りて、全国規模でいろいろな事業を展開するということになりますと、いい意味での官僚的な組織機構、あるいは効率的な運営も図らなければいけないと同時に、自由闊達な議論といえますか、素早い対応というものが、いささか遅れるところもあるのではないかと考えております。

本年度は、私の性格もありますので、いろいろな点、今後予定調和の会議だけではなく、いろいろなところで議論をさせていただいて、若干の失言もお許しいただきながら様々な意見交換、そして新しい時代にどうすべきなのか、われわれ自身何を変えていくのかということをしつかりと議論をさせていただきたいと、また、われわれ自身も行動をとっていききたいと考えております。

副会長13名、今日は担当の副会長だけですけれども、非常に一騎当千の副会長が力強く頑張るという姿勢でおりますので、どうかこういう会議だけではなくて、ぜひ一つ時間をお取りいただければ、朝まで生テレビ状態のいろいろな対話等も含めて、ご意見を頂戴できれば幸いと思っておりますので、どうぞ1年間よろしくお願い申し上げます。

#### 4. 議事録署名人の決定

(北川議長)

どうもありがとうございました。それでは、次に議事録の署名人を決定いたしたいと思えます。私からご指名させていただきますので、よろしくお願いいたしたいと思えますが、清原委員さんと松永委員さんを指名させていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

#### 5. 議事

(北川議長)

それでは、議題に入らせていただきますが、お手元に配布されている議題のとおり進めさせていただきますと思えますが、よろしゅうございますか。それでは、よろしくお願いいたします。

##### 議題①全面的国選付添人制度の実現について

(北川議長)

議題第1、「全面的国選付添人制度の実現について」ということで、恐縮ですが、担当の先生方が11時までのご予定ということでございますので、この議題については11時までに終わる

ということでご了解をいただきたいと思います。

それでは、第1の議題として、「全面的国選付添人制度の実現について」を検討いたします。まず、斎藤副会長にご説明をいただき、その後に須納瀬全面的国選付添人制度実現本部の事務局長さんにご説明をお願いするというので、よろしくお願いをいたしたいと思います。それでは斎藤副会長。

(斎藤副会長)

ご紹介いただきました斎藤でございます。新しい日弁連執行部が発足いたしまして、最初の市民会議の第一議題にこのテーマを挙げていただいたことに、本当にありがたいと思っています。そういう意味でのこのテーマは、今年度日弁連としては最も力を入れるテーマの一つであります。もちろん大震災の問題、原発事故の問題が最大だと思えますけれども、それについて、大きなテーマであるという位置づけであります。

と申しますのは、ようやくこの制度の実現に向けて動きが始まってきたという認識もあります。日弁連の態勢自体も、全国の弁護士の人口が増えてきたということも含めまして、態勢が整ってきたと、いよいよ現実のものにするという時期が来たと考えて、取り上げていただきました。

事前に資料をお送りしておりますから、お読みいただいているかと思いますが、改めて若干申し上げますと、この付添人という言葉自体が馴染みがない言葉だと思います。弁護人という言葉は、大体皆さんわかるのですけれども、付添人というのは何なのというところから理解していただく、これが大変なのです。マスコミの方含めまして、よくわからないと言います。

少年事件の場合は、少年が犯罪起こしますと警察に捕まって、そして検察庁に送られて、そこまでは成人事件と一緒なのですけれど、その後が違います。成人の事件ですと、場合によっては起訴されて裁判所のほうに事件が回るのですけれども、少年事件はすべて家庭裁判所に回ります。家庭裁判所は、基本的に刑事裁判所とはやはり扱い方、理念が違います。あくまでも少年の立ち直りを支援する。そして、少年が再非行に陥らない、将来犯罪人になっていかないように立ち直らせるというところに重点を置くという理念がありますので、そういう意味で、あえて弁護人という言葉を使わない。法律的にも付添人という言葉を使っているのです。

しかし、実際はこの付添人の圧倒的多数は弁護士が担うわけでありまして、例外的に学校の先生とか、保護者の方が付くこともあるのですけれども、今家庭裁判所ではほとんど付添人といえば弁護士というのが実情でございます。

その中で、なぜ弁護士が付かなければならないのかということになるわけでありましてけれども、やはり将来的に犯罪者にならせない、立ち直りを支援するということがあるのですが、その前提として、まずその子どもが実際にその事件を犯したのかどうかという、その点はやはりきちっと過ちがないように適正な手続で、認定してもらう必要がある。

やってもいない少年が警察に捕まって検察庁経由で家裁に送られることもあるのです。やっ

でもない事件で少年院に送られてしまうということもないわけではない。そうなりますと、これは少年にとっては大きな痛手を受ける。大変な人権侵害だと思います。すなわち冤罪でありますから。そういうことがないように、やはり事実の確認についてはきちっと法的専門家がついて、過ちのなきを期すると、これが大前提だと思っています。そのために、弁護士の役割は大きい。これは国際法でもそうですし、子どもの権利条約でもはっきりと、身体拘束を受けた場合には、法的な支援者を付けるということを 37 条に書いてあります。

法的な援助者というのは、まさに弁護士なわけでありますから、そういう意味で弁護士を付ける必要があるということになります。そして、事実関係をきちっと認定した後に、この子どもの立ち直りにとっていかなる処遇が必要かということをきちっと判断してもらう。

その場面でも弁護士の役割は非常に重要です。家庭裁判所には、調査官という刑事裁判所にはない役職の方がいらっしゃいます。心理とか教育学だとか社会学を学んだ方がいて、いろいろ背景事情だとか、さらには境遇だとかを調べるというシステムになっております。そして、少年鑑別所というところで、少年の資質もきちっと専門的に調べて、資質と成育歴、環境、そういうものの総合で事件を起こしているという子どもの事件の特殊性に配慮した処遇法です。一番いい支援策、立ち直り支援策を考えるという制度になるわけであります。

その立ち直り支援策を考える場合でも、やはり調査官とは別の視点で支援する必要があると考えています。それが調査官というのは、やはり家庭裁判所の官の立場の役職でありますので、本当に子どもサイドに立って動くということとは少し距離がある。

本当に子どもの言い分をじっくり聞くという立場に立てるかということ、やはり評価する立場ですから、裁判所の立場に立たざるを得ないわけで、本当に寄り添って子どもの言い分をじっくり聞くという立場の人が必要です。そういう人として、付添人の役割、弁護士の役割は大きいと思っています。

さらに、被害者に対する示談、被害者の被害回復、これはさすがに調査官はできません。官の立場ですからできません。金銭的な賠償も含めて、被害者に対するケアを十分にやれるかという限界がある。そこで弁護士の役割は大きいというふうにも考えていますし、少年院に入る子どもがかなりいますから、その少年院に入った子どもが出た後も、民間の立場の弁護士であればフォローできるのです。調査官は、それは限界がありますから、なかなかそこまではいかない。本当の意味で立ち直り支援に有用な資源として弁護士が重要であると考えているわけであります。

もちろん、私ども裁判所と対立する立場ではなくて、あくまでも一緒にともにいい処遇を考えていくという発想でやっておりますので、そういう視点でありますけれども、やはり子どもの立場に立ち切るというそういう人が必要だと考えているわけであります。

最近法務省でも、更生、立ち直り、再犯防止ということを非常に重視してまいりました。刑務所に入れるだけでは、刑罰を厳しくするだけでは、なかなか再犯防止につながっていかないという実態がありまして、そういう意味で改めて更生保護とか、立ち直り支援が重要だという

ことを法務省も言い出しました。満期釈放者、刑務所に入って満期で出る人というのは、再犯率が高いです。仮釈放で出て、保護観察がついて、保護司さんがちゃんと面倒を見ているという態勢の人は、やはり再犯に陥る割合が低い。社会生活に馴染んでいけるということが、統計的にもはっきりしてまいりまして、そういう意味でも支援する立場、子どもの立ち直りを支援する立場の人は非常に重要だと考えております。

そういう意味でこの付添人の役割というのは、本当に大きいと考えているところでございます。

今、この付添人というのが大人と違いまして、国が必ず付けなければならないという制度になっていなくて、国選付添人制度は非常に幅が狭いのです。大人の事件ですと、ほとんど100%弁護士が付くのですけれど、少年事件の場合は、それが必要的に必ず付けなければならないになっていけませんので、極めて限られた限度でしかついていない。

具体的な数字は、また須納瀬弁護士のほうから、今日の資料の表を紹介してもらいますけれども、国選付添人の範囲は非常にわずかなものであります。家裁に送られた少年のうち身体を拘束する必要があると思った場合には少年鑑別所に送られます。東京では練馬にあるのです。そこに入っているのですけれど、少年鑑別所に収容された少年、全国で大体年間1万人ぐらいいますが、そのうちに国選で付添人が付いているケースというのは3%にしかすぎない。それが本当重い事件だけにしかないのです。殺人だとか、強盗だとか、極めて重大な事件にしか適用されていない。

本当にそれでいいのだろうかというのが私どもの疑問でありまして、窃盗とか、傷害とかが少年事件には多いのですが、そういう事件の子どもも背景に様々な重大な家庭問題、学校問題、地域での問題抱えていることもありますし、場合によっては、窃盗とか傷害でもえん罪ということがあり得るわけです。

そういう意味で、こういう事件の少年にもきちっとした法的支援を付けるべきだというのが私どもの主張です。

公的弁護制度については清原先生もいろいろ頑張っていたと思います。公的弁護制度はかなり広がってまいりまして、被疑者段階からもきちっと付けるべきだという声がずっと強まってまいりました。当初の被疑者段階での弁護人というのは、いわゆる重い事件にしか付かなかった。それが少し広がって、今窃盗でも傷害でも付くようになってまいりました。ぐっと広がりました。それがこの資料の2ページ目に付いています。ここの絵ですけれど、このポンチ絵といいますか、これを見ていただきますと、2というところがありますね。2009年に窃盗・傷害、こういう事件にも被疑者段階から国選の弁護人が付くようになりました。これは大変いいことだと思っています。

実は、この被疑者段階では、少年にも国選弁護人は付いているのです。ところが、家庭裁判所に行きますと、これが先程述べたような重大事件にしか付かないとなっていて、被疑者段階で付いていた国選弁護人が家庭裁判所に行きますと、例えば窃盗とか傷害とかの事件では資格



がなくなってしまう。どうするのですかということになります。ここはしょうがないから改めて私選といたしますか、付添人選任届を書いてもらって付くことになるわけですが、そうするとその費用をどうするのかという問題になります。結構経済的に困った人がいますから。貧困家庭の保護者はお金を出せません。弁護士などととも付けられませんということになります。

そこで、これはおかしいというので、弁護士会がその分お金を出しているのです。毎月 4,200 円ずつ特別会費を出しまして、全国の会員が 4,200 円を毎月出して、そのお金を国選付添人が付かない事件について埋めています。1 年間で 7,000 人から 8,000 人の少年に、弁護士を弁護士会の費用で付けています。約 17、8 億円のお金を日弁連が毎年投じているというのが実態でありまして、これはやはりおかしいというのが私どもの考えです。

基本的には、鑑別所に入っている子どもには、国選で付けるべきだと私どもは考えているわけです。特に真犯少年というのがありまして、犯罪を犯す虞れのある子どもも鑑別所に入って、場合によっては少年院に入れられてしまうということもあるのです。その子どもにも国選付添人を付けるべきだというのが私どもの主張であります。とりあえず、私のほうからの説明は以上でございます。

(北川議長)

ありがとうございました。それでは、須納瀬さん、よろしく願いいたします。

(須納瀬事務局長)

私のほうから、では今の斎藤の説明を補足する形で、若干資料の説明等をさせていただきたいと思えます。

1 ページ目は、今概要説明がございましたけれども、2 ページ目、この間の弁護士付添人選任数、それから援助付添人選任数等のデータを掲載してございます。観護措置決定数とございますのは、少年鑑別所に収容された少年の数でございます。この間少子化などの影響もあって、全体として鑑別所に入る数は減ってきております。

そういった中で、私どもは今説明があったような、日弁連が特別会費を徴収して基金から弁護士をたくさん付けていかなくてもいけないということで活動してきた結果、弁護士付添人選任数というのが、この間 2000 年代に入ってから倍増に近い形で増えてきているというのがご覧いただけるかと思えます。

他方で国選付添人の数というのは、先ほどのように重大な事件に限定されていますので、400 人、500 人、あるいは 300 人といたったそういったオーダーにとどまっているということがございます。一番右端の援助付添人数というのは、弁護士付添人の中の援助制度、日弁連から費用の援助を受けた人数でございます。それをグラフ化したのが右側でございます。

援助付添人というのは、件数の数え方が違いますので、弁護士付添人の選任数より、2009 年、2010 年は上回るような形になっています。このグラフの動きを見ていただければわかりますように、この間の弁護士の数の増は、この援助制度の利用が支えているということがご理解いただけるのではないかと思います。

それからページを捲っていただいて4ページですけれども、これは罪名ごとに検察官送致、あるいは少年院送致等の処分を受けた割合がどの程度かというものを示すためにつくったツールでございます。色が変わっているところは、これは国選付添人の対象事件ということで、いわば重大な事件ということでございます。右から2番目に総数中の割合という部分に書いてございますけれども、その割合というのがその罪名のうちの検察官送致、あるいは少年院送致、児童自立支援送致といった重たい処分を受けた少年の割合でございます。

これを見ると、確かに網掛けの罪名というのは多いわけですが、そうではない罪名でも、例えば窃盗であっても3割ぐら이가少年院送致等の重い処分を受けているということがおわかりになるかと思えます。あるいは下のほうに下っていただいて、覚せい剤等も68%が重い処分を受けている。

それから、最後のほうで斎藤さんが説明した真犯というものですけれども、犯罪を犯す真と書きます。これについても、実際は犯罪を犯していない、犯罪を犯す真の段階ですが、少年鑑別所に入るような少年というのは、それなりに背景、家庭環境と重大な問題を抱えている子どもが多いために、少年院に送られる子どもの割合が48.8%と約半分の子もたちが送られるというような実態になっています。

こういった子どもたちについて、きちんと最終的に送られる結論になるにしても、適正に弁護士が付いて援助したと、その結果最終的には送られたということが少年にとって納得にもつながりますし、ぎりぎり送られないで済むような家庭環境を調整したり、そういった役割を家庭裁判所の段階できちんとやっておくということが、少年にとって重要なことであるし、再非行の防止にもつながっていくと思っております。そういったことで、重大事件以外にも国選付添人の対象にさせていただきたいと思っておりますということでございます。

もう1点だけ、5ページ以下の平成20年改正少年法等に関する意見交換会についてということについて、若干ご説明させていただきます。

現在、今年の3月から法務省が主催いたしまして、この意見交換会が開催されております。平成20年改正少年法というのは、少年審判に被害者が傍聴できる制度を導入した改正でございます。これ自体は付添人とは関係のない改正なのですが、この改正少年法に3年後見直しの規定がございまして、3年後見直しの手続を法務省が開始しております。

そのために開催している意見交換会ですが、その中で、現在それにとどまらず、必要な少年法の改正の論点についても議論しようということになっておりまして、日弁連からはぜひこの国選付添人制度の拡大の問題を取り上げてほしいということで要請いたしまして、具体的なテーマに設定されております。

3月に開かれた第2回の会議、それから先日6月18日に開かれました第5回の会議で、この問題についても重点的にご議論いただいたところございまして、参加者の各位からはやはり国選付添人制度の一定の拡大が必要ではないかというようなご意見もいただいているところです。ただ、拡大の範囲とか要件等についてはまだ議論検討している途中であるということ

ございまして、それをご報告させていただきます。以上でございます。

(北川議長)

ありがとうございました。今お二人からご説明をいただいたわけですが、委員の皆さんからお二人に対するご意見なりご質疑なりございましたら、ご発言をいただきたいと思いますので、どうぞ。清原委員。

(清原委員)

ありがとうございます。三鷹市長清原です。ご報告ありがとうございました。今日のご報告を踏まえて考えていることと、それから質問を1点だけさせていただきます。

まず、先ほどご説明がなかったのですが、2012年度の会務執行方針の7ページの2に、「全面的な国選付添人制度の実現」というのが位置づけられています。「全面的国選付添人制度を2013年度までに実施させるべく全力で取り組む」という記述がございまして、日弁連が2012年度、これが大変大きなテーマであるということを再確認させていただきました。

私自身も経験から申し上げます。司法制度改革推進本部の刑事裁判員制度の検討会と公的弁護の検討会では、日弁連から選出された委員が別であった他は全員が同じメンバーで、実は議論をいたしました。日弁連からは、刑事裁判員制度は四宮弁護士が、そして公的弁護は浦弁護士が担当されましたが、他のメンバーは一緒でしたので、私は刑事裁判員制度の改革をするということと公的弁護の取組みを検討するということは、まさに対になっていて、裁判員制度を発足させるということは、公的弁護の充実なくしてあり得ない、そういう司法制度改革推進本部の位置づけがあったものと受け止めて、二つの検討会の委員を引き受けさせていただきました。

公的弁護の検討会で議論されましたときに、もちろん重大犯罪の国選弁護人のことも議論されましたが、かなりの時間をさいて「公的付添人」、すなわち少年犯罪についても日弁連の取り組んでいらっしゃる弁護士の方が見えて、事例を具体的に報告されて問題提起をされました。

私は、その後市長になりまして、当時は大学教員だったわけですが、改めて7月は、実は市長が実施委員長を務める「社会を明るくする運動」の重点月間です。これには最近きちんと補足する言葉が付きまして、「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」というのが、社会を明るくする運動のもう一つの名称なのです。

つまり、「社会を明るくする運動」だけではわからないので、これが更生保護の取組みなのだとすることを明記するために法務省が主唱する社会を明るくする運動に、明らかに「立ち直りを支える地域のチカラ」というキャッチフレーズが付きまして。

先ほど来ご報告の中に、少年には犯罪を犯すことを促す家庭環境であるとか、それぞれの背景がある。しかも立ち直りを支えることが重要なので、公的付添人が必要であるという問題提起は、まさに今市長として、社会を明るくする運動、更生保護の運動の実施委員長としても大変共鳴できるというか、共通の実感をもっています。

特に、三鷹市の場合をはじめ幾つかの自治体では、教育委員会で「スクールソーシャルワーカー

カー」を置くようになりました。「スクールカウンセラー」だけではなくて、子どもたちに寄り添いながら、社会福祉のサービスや保護者への支援を強める「ソーシャルワーク」が必要であると、社会福祉の支援が必要であるという観点からです。

私もその経験から、非行に走る、あるいは真犯少年、そうした少年の報告を受けますと、やはり大いにソーシャルワークを深める環境調整が有効であり、一度非行を犯した少年でも、環境調整を保護司やまたソーシャルワーカーや弁護士さんが一緒になってすることの効果というのを報告受けておまして、まさにこの間の日弁連の皆様の取組みが、三鷹市のような基礎自治体にも影響を与えているものと認識します。

ぜひ、公的付添人は国選弁護人の取組みがかなり実現しているとするならば、今回運動の主眼に置いていただいて、少年の再犯あるいは非行を繰り返さないためにも、有効であると感じました。

そして、質問でございますが、このように取り組んでいただいて、今法務省、最高裁、日弁連、また研究者、また被害者団体の皆様と意見交換会をしていただいているということで、それは非常に各当事者が関わるという意味で、有用であると思っておりますけれども、この取組みの中で、いずれ提案がされていくと思うのですけれども、方向性として日弁連が主張されている全面的な付添人制度の実現ということと、それから各関係団体が出ていらっしゃる中での調子の一致というのでしょうか、思いの一致というのですか、その一致とはどのぐらいあるとお考えでしょうか。立場による違いがあるとするならば、それはどのようなもので、今後どのようにされることで、調整をなされて思いが一つになっていくか。その辺の感触をさらに具体的に教えていただければありがたいと思います。以上です。

(北川議長)

どちらかにお答えいただけますか。

(斎藤副会長)

付添人の必要性、そしてそれが拡大していくべきであるというところでは、かなりの一致は見られていると思います。問題は日弁連が言うように、少年鑑別所に入っている子どもすべてに、直ちに実現すべきだということについては、まだ十分な一致は見られていないと思っています。

やはりそこは目指しますけれど、最後の最後の段階でどこまでどうなるかというのは、まだちょっと見えません。というのは、今現在 2009 年で被疑段階の先ほど述べたような国選弁護人の範囲がまだ身体拘束を受けた被疑者の全部ではないのです。そういう意味で少年のほうの付添人のほうが先んじてすべて及ぶのかどうかというのは、まだちょっとクエスチョンマークです。

ただ、この制度は必要で、現状があまりにもおかしいというのは、一致できました。被害者もやはりそれは確かにそうだなという意見になってきています。ただ、被害者のほうは被害者のほうで、少年に付けるのであれば、被害者にも付けてくださいという声があって、それは弁

護士会も基本的に賛成です。それは当然だと思います。それぞれに法的支援を付けるべきなのだということでは、一致して進めたいと思っています。

(山岸会長)

ちょっといいですか。

(北川議長)

はい、どうぞ。

(山岸会長)

お二人はずっと少年事件の現場で長く携わってきた弁護士なのですよね。私は、残念ながら長い弁護士生活で1件しかやったことがないのですけれども。この少年付添人という問題については、なかなか応援団がない案件だという話がずっとありました。やはり非行少年、被害者、悪ガキがとんでもないことやってというような行動、目の触れ方、そういったようなことから、なかなか理解者が少ない、非行少年の親が断固付添人を付けてくれと大きな声もあげられない、そういう時代もあったのです。

しかし、徐々に理解をされるようになって、この2人の先生方以外にも本当に熱心に熱心に取り組んで行く中で、理解は深まってきたと思いますし、それから裁判員裁判などで私ども弁護士も反省ですが、その裁判の始まりから終わりまで、それでわれわれの仕事は、はい、おしまい、一丁上がりというような感覚もあって、裁判官ですら、その後の処遇がどうなるのか、執行猶予を付けたことで本当に立ち直っていくのか、そういう行刑の部分についての知識とか関心が、非常に薄かったというのも反省がありました。われわれ弁護士も反省です。

ですから、今は本当の犯罪者にならないために、非常に間違いを起こしやすい少年の段階で社会全体で間違った方向に行かないように、あるいは更生するように、健全に育成していけるような、そういうことが本当に大事なのだと。

国会議員の皆さんも今刑務所でものすごい予算がかかるのですと、介護施設みたいになっていて大変なのですと盛んに言われます。そういったところへ入る人の芽を摘んで、真つ当な成人にしていくということに、この程度の予算は大いに結構ではないかというような理解が、むしろ積極的な理解が非常に深まってきたという気はします。

ただ、一般的に広がっているわけではないのですけれども、非常に活動を一生懸命やってきた人たちの熱意と同時に、今清原市長がおっしゃったような、社会全体で子どもたちを健全に育成していく、悪い芽を早めに摘み取る、本当の犯罪者にしていかない、それから再犯をしないようにする、戻ってきた人はちゃんと社会で受け入れる。そういったことをトータルで見えていかないといけないのではないかと、われわれも反省もさせられていますので、そんな流れの中で、応援団を少しずつ増やしつつあるというふうに思っています。

(斎藤副会長)

国会議員の方々と話をすると、まず出てくるのが財務の壁なのです。今、10億、財務が何とこのだろう、こういう反応です。国家財政が大変なのはわかるのですけれども、本当に必要な

ところには、効果的な予算投資をするということを考えなければいけない。今会長が言われたけれども、考えてみると今の矯正局の刑務所用の予算を分析すると、職員を含めて、年間1人の収容されている方に職員の人件費を含めて300万ぐらいかかっている。

(山岸会長)

1人の受刑者にですね。

(斎藤副会長)

受刑者1人につきですね。収容されている1人頭の国家予算を全部計算すると年間に300万かかってしまう。刑務所に入れるよりも、入れさせないほうがはるかに国家財政上プラスじゃないでしょうかという話をされていて、付添人に10万ぐらい、いろいろな鑑定費用その他あるかもしれないので十数万、1件につき支出するというので、その子が将来犯罪者にならないで、逆に税金を納める側に立つならば、はるかに国家財政的には有利でプラスであるというような話をしているのです。発想の転換をしたほうがいいのではないのでしょうかということなのです。

(北川議長)

では、よろしいですね。

(清原委員)

はい。

(北川議長)

では、古賀委員さん。

(古賀委員)

まず、少年の公的援助とか、あるいは成長・発達のために、要は援助制度というのは、弁護士さんの自腹を切っただけでこういう制度をおつくりになっているということで、心から敬意を表したいと思います。2点、質問があるのですけれども。

1点目は、この援助制度で利用件数が7千8百数十件という数字が書いてありますけれども、これでもすべてをカバーしていないわけですよ。したがって、すべてをカバーしていないということは、7千8百数十件というのはどういうふうを選択しているのか。当然この流れの中では、相手が言ってきたというところにやっているのかどうか、そのことが1点です。

2点目は、こういう制度が諸外国であるのかどうか。あるいは先進事例がどこか諸外国の制度として、何か学ぶべきものとかそういうものがあるのかどうか。そういうことが、もしわかりであればご報告いただきたいと思います。以上2点でございます。

(北川議長)

よろしくをお願いします。

(斎藤副会長)

年間で、鑑別所に収容された少年が1万人いて、そのうちの7、8千に付添人が付いている。すなわち求めない少年、あるいは保護者がいるのです。まだまだ、意外と潔癖な感覚を持って

いる人がいて、悪いことやった自分がなぜ弁護士に頼まなければならないのでしょうかなどというようなことを言う人もいます。それから、親に迷惑をかけたくないという少年もいます。それから、また親の中にそもそも弁護士に頼むという意識がない。また、そういう意味での権利意識の弱さと、それからまた弁護士が本当の意味では市民のサイドで身近ではないというような感覚があるように思います。

ですから、もっと当然のことなのだという発想になってもらう必要があるのかなと、そういう意味のPRも必要だと思っています。

(山岸会長)

口を挟んで申し訳ありませんが、刑事弁護人というのと少年付添人というのと、これは決定的に違うということが、従来弁護士ですら明確な意識をしていなかった。まして世間の人は、弁護士を立てるということは、争うのだというようなイメージを持たれているので、だから少年付添人の役割というのはこういうことなのだと、刑事弁護人とは違うのだということは、ずいぶん研修をこの10年ぐらい続けてきていましたし、若い弁護士の中にはそういったことで少年に寄り添ってこういう活動をやりたいという、そういった人たちも増えてきている。そういったことがわかっていくと、利用される意識も広まってくるとは思っています。

(北川議長)

諸外国の例など数値的なことが、もしおわかりになれば。

(須納瀬事務局長)

ちょっとその前に、今の関係で言いますと、私どもは当番付添人制度というのをやっていて、少年自身は弁護士というのは何をやってくれるのか、わからないということで、あるいは知らないということで選任しないケースが多いのですけれども、その選任率をできるだけ高めようということで、家庭裁判所で観護措置をつける段階で、弁護士を呼んでみたらどうかと。1回は無料で来るということを説明してもらって、そして会った弁護士は、この援助制度というのを利用すればお金がかからないという説明をして、選任率を高めるという工夫をしてみました。

ただ、これも全国的に当番付添人制度ができるようになったのが2009年でございます。そして、またそれをやっても結局裁判官がどれくらい丁寧に説明してくれるかにかかっている部分もございまして、これは国の制度ではなく、弁護士会の制度である以上、裁判官がきちんと説明してくれるところと説明してくれないところによって、選任率も相当違うというようなこともございます。

そういった意味で、われわれ努力はしているのですけれども、やはり国の制度かどうかというところが、選任率に相当関わってくると思っています。

それから、諸外国の例でございますけれども、諸外国では確かに国選、あるいはパブリックディフェンダーとか、そういった形で、少年事件のところをカバーしているケースなどがございます。ただ、率直に言いますと、なかなか少年審判の制度というのは諸外国でいろいろ違う

ものですから、例えばアメリカにパブリックディフェンダーがあるから、同じものを日本でもと言ったら直ちに説得力を持つかという、言えないのかなと考えているというところがございます。

(北川議長)

11時ということで、大変すみません。なるべく早く、すみません、湯浅委員。

(湯浅委員)

簡単に一言だけ。基本的に大賛成なので、ぜひ進めていただければと思いますし、私にできることがあれば協力させていただきたいと思います。言わずもがなですけれども、要望めいたことを一つだけ。犯罪と貧困、非行と貧困はかなり深く関わっているものですから、私もだいぶ接点があるのですけれど。国選の刑事弁護の問題にしても生活保護の申請援助の問題にしても、この間広がってきたことは大変、特に生活保護の申請というのはありがたいことなのですが、広がっていけばいくほど、いろいろな弁護士が関わるようになるので、困ったことが起こるのも正直あるわけです。

そういう意味では、広げていくことには大賛成なのですが、同時に携わる弁護士たちが、市長もおっしゃいましたが、ソーシャルワークの視点というか、なかなか自分の意見をずっと言えないのがそういう子どもたちなので、そこをぜひ高めることを一緒にやって広がって、同時に質も、それに伴ってアップしていくという状態をつくっていただければと思います。

(斎藤副会長)

おっしゃるとおりです。

(北川議長)

併せてもし他の委員の皆さん方、ご意見があればどうぞ。

(長見委員)

いろいろな問題でつくづく思うのですが、やはり若いうちからの学校教育の中にそういう弁護を受ける権利もあるということを知ってもらい、社会的な法律の権利と義務ですね。それを中学生ぐらいのところから、教育の中に入れていただくと認識が違ってくるのではないかと思います。

他の分野でもそういうことがあって、なかなか弁護士さんの利用を怖がる人が、仲裁問題のほうにもありまして、やはり権利意識としてもうちよっと定着できればいいと思います。よろしくお願いします。

(斎藤副会長)

法教育を重視してやっております。

(長見委員)

そうですね。

(北川議長)

他の委員の先生、よろしゅうございますね。



(中川委員)

要するに、大変制度的にやはり不整合ですよ。だから、これを改めるということについて、反対する理由も何もないと思うのです。ただ、少年事件というのは非常に特殊な面があって、さっきからご指摘ありますように、犯罪という面がもちろんあるわけですが、その背景にあるいろいろな家庭・社会問題というところが非常に重いということは、皆さんも一致していると思います。

事件を起こした後のケアについて、誰が一番適切なのかと。どういう人が関わり合うのが一番適切なのかという議論が、まだ十分ではないように思うのです。そこへ弁護士が関わる。これが一つ、それなりに意味はあると思うのですが、しかし、弁護士というのは、ある意味では限界があると。時間、物理的な限界、それから知識、経験、あるいは人間性、限界といっても悪い意味ではなくて、どんなプロフェッションもそれなりの限界を持っているわけですし、子どもに少年にトータルに関わり合うことができる人間などはいないわけです。何かの場面でそれなりに関わりができるというだけですね。

ですから、冤罪を防ぐとか、あるいは被害者との調整を図るとか、そういう面では大いに力を発揮されると思いますけれども、しかし、それがその少年全体について非常に有効であるのかどうかということについては、やはりそれなりの限界がある。だから、弁護士さんだけではなくて、その他の、どういう人がどう関わったらいいかわからないのですけれども、連携でその少年をできるだけ社会に戻していくという、何かそういう感覚が必要なのではないかなと。弁護士だけが全部やっているのだということではなくて。

(山岸会長)

それはおっしゃるとおりなのでしょうね。私も不確かですが、イギリスの例ではそれをトータルで見る専門の方がおられるやにも聞きましたけれども、ソーシャルワーカーがおられればそこの連携とか、弁護士のできる守備範囲というのは一定の限られるところがありましょし、先ほど申し上げたように刑事弁護とは違うということをちゃんと意識した寄り添える姿勢の弁護士を育てていくということと、他の学校の現場だとか、地域社会で活躍されている方々との共同作業がないと、なかなか本当の効果は出ないのかもしれない。

(中川委員)

逆に言いますと、弁護士と一緒にやっているのだと言えは言うほど、世間の人にはちょっと疑問を持つというふうに逆効果もあると思うのですよね。ですから、そこが難しいところ。しかも、お金の問題が絡んでいますから、弁護士がやっている、いわば肩代わりしてやっているんだと、それをお国のほうにあれするのは当然じゃないかというセンスをあまり出すと、逆に反発を食らうような気もしまして、非常にパブリシティも難しいところだと思いますよね。

(北川議長)

11時という時間限定でございましたので、トータルまとめてお答えというか、何かございますか、それでお時間でしよう。

(松永委員)

すみません、もうお時間なのに。本当にPRが難しいなど。私は、よくわかっていなかったもので、もうちょっと普通に知らせてほしいと感じました。子どもたちの意見を聞いていると、初めて大人と信頼関係を結んだとか、そういう気持ちが伝わってきましたので、そこはもっとPRしていただきたいと思います。

それで、これは医療と同じで、医療も30兆円を超えないようにと言いながら、どんどん増えていくわけですね。だから早めにそういうふうにケアをするということは、今わかりやすい理論だと思いますので、ぜひ丁寧にPRしていただきたいと思います。

(北川議長)

ではどうぞ、これで終わりということでお願いします。

(斎藤副会長)

限られた時間の中で申し訳ないと思います。丁寧な説明とPR、本当にこれは必要でこれからもやっていきたいと思っています。そして、専門職の方と、つまり法律家だけではない心理とか児童精神科とか、ソーシャルワーカーとか、そういう方とのネットワークづくりも今進めております。具体的な実践の場面で、一緒にやっていくという作業も進めておりますので、その中で法律家の役割というのもしきちっと果たしていきたいと考えております。ぜひ、よろしくご理解のほどお願いいたします。ありがとうございます。

(北川議長)

委員の先生方、よろしゅうございますか。それでは、今のご意見を踏まえていただいて法律的な推進と運動体としての推進、よろしくをお願いいたしたいと思います。これでこの議題については終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

## 議題②東日本大震災・原子力発電所事故等に対する復興支援について

(北川議長)

それでは、議題2、「東日本大震災・原子力発電所事故等に対する復興支援について」ということで、これに入らせていただきたいと思います。まず、鈴木事務次長にご説明をお願いいたしておりますが、よろしくをお願いいたします。

(鈴木事務次長)

担当事務次長の鈴木でございます。お手元の資料34-2以下、26/34からでございますけれども、今日は震災・原発の関係で、法テラスを活用しながらどのようなことが行われているのかということを中心にご説明をさせていただきたいと思っております。

3月11日の震災後、この34-2にございますけれども、日本司法支援センターと日弁連の間で、基本合意を4月27日に交わしてございます。未曾有の震災だったものですから、当初どのようにしてやっていくのかということで、手探りの中で早速被災地に行ったりいろいろな活動をするわけですが、法テラスをこの関係でどう利用したらいいのかということが、日弁連側

からの要求も多々あり、一方で法テラスもどのような役割を果たしたらいいのかということを探ることが始まっていきました。

そうした中でここにございますように、被災者が必要かつ適切な法的サービスを受けられるよう、法テラスと日弁連が連携を一層強化して、協力して被災者の法的権利の実現を図るために、必要な支援を行って、被災者の生活再建と被災地の復旧・復興に尽力する。

さらに、この被災地が広域にわたって、しかも司法過疎地域を含んでいるのだと、かつ、被災者の数が極めて多いことを考慮して、各地の弁護士会と地元自治体と協力して、総合法律支援法、これはいわゆる民事の法律扶助等を定めた法律ですけれども、それに基づいて、情報提供と、民事法律扶助制度の利用促進を図るということで合意を交わして、その後、日弁連のほうで法テラス本部とも協議をしながら、さらには各地の被災地、それから東京等の地方事務所等も連携しながら、制度づくりもしてきたということになります。

なかなか難しかったのは、民事法律扶助制度自体の資力要件というものがございます。従いまして、資力のある方には相談代理を援助できないということがございます。

また、法人に関しても対象外になっていますので、法人の相談等にのれないということ。さらにもっと根本的にございましたのは、特に昨年5月の連休のときに宮城県に東京の弁護士が支援で法律相談に行ったわけですが、その際に顕在化したのが、資力要件だとかそういうものがあるものですから、いろいろと聴き取りをしなければいけない。今の状況はどの程度か、収入はどうか、家族の関係はどうか、そういった聴き取りをしなければいけないわけですが、被災に遭って避難所におられる方にそういうことを聞くこと自体が、まず行った弁護士たちが心苦しい。さらに言うと、相談者に書いてもらえばいいのですよというけれども、書いてくださいということ自体が非常に困難を覚えるというところで、実際なかなか聴き取ったり、書いていただいたりできない。そうした調査票が上がってくる。

そうすると、法テラス側とすると要件を満たしているかどうか分からないということで、その件を処理しきれないというような事態も生じまして、そのあたりから法テラスを活用してどうやっていくのかということが、問題として顕在化してきたところがございます。

日弁連としては、そういう意味では資力要件を撤廃したような相談援助、代理援助というものができないのかということ、さらには立替償還制が扶助制度の根本になっています。そのような被災者の方に、弁護士費用がとりあえず立て替えてもらえるのですと、その後お支払いいただくのというようなお話をすると、えーっと躊躇される方もたくさんいらっしゃいます。

また、われわれとしても立て替えて弁護士費用はいただくので、後で払ってくださいとはなかなか言いにくいというようなこともございまして、扶助制度を利用しきれないところが出てきてございます。

そのような中で、被災地にどんどん弁護士が行き、法テラスを活用しないでやるという動きも多々見え、一方では仙台弁護士会のほうでは、震災ADRといって少額の紛争については、弁護士会のほうでADR、裁判外紛争処理手続ですけれども、そこで紛争を解決するという動き

も出てきております。それは仙台会のほうの持ち出しの事業として行ってきたところではあります。

そのような形で、しかしながら被災地にはどんどん弁護士が行き、法テラスの活用できるものについては活用しながらやってきていたところですが、法テラスも先ほどありましたように、いわゆる被災地になかなか拠点がないということがございまして、拠点をつくりたいと。そしてまた日弁連としてもそういうものが必要であろうということで、被災3県、岩手、宮城、福島について、法テラスの臨時出張所、震災に関連するということで、期限付きというような形でもつくれないかということを探索をしましてつくられたのが、34-2-2でプレスリリースのペーパーがございまして、まず、宮城県の沿岸部3か所に出張所をつくっております。宮城の南三陸町、東松島市、山元町でございまして、時期はそれぞれ一つずつ前後しておりますけれども、3か所つくらせていただいております。地図を見ていただくと31/34、資料34-2-3でございまして、宮城県の北側から南三陸、東松島、山元の3か所になっております。南三陸には10月2日に開所して、続いて山元町12月1日、東松島は今年になってからとなりますが、3か所つくっております。

そのような宮城の動きを見ながら、岩手もなかなかつくれる場所がなかったのですが、今年の3月10日に大槌のほうにもう1か所つくることができました。こちらのほうは、いわゆる法律相談、必要であれば代理援助も行うということですが、一方で資力要件はまだ撤廃されておりましたので、そのような中では、その部分は弁護士会のほうが無料の相談で対応をするということでやってきております。

3月20日、今年の年度末に特例法という法律がございまして、これによって基本的には資力要件を問わない相談と代理援助という制度が実現できております。これについての説明が32/34、資料の34-2-4のポンチ絵と、それから33/34で災害の被災者に対する法的支援事業の骨子というものでございます。

資力要件があると収入等を尋ねなければいけない。さらには、被災者でもとりあえず一時的な給付を受けられる場合がございます。そうした給付があると、資力要件を満たしてしまうのではないかと、資力要件で外されないということになってしまうということで、そこもどうするかという問題がございました。

それから二重ローンの関係であるとか、原発の関係でADRが活用されておりますが、こういったものも従来の民事扶助では活用できなかったものですから、こういったものにも利用できるようなことで、特別措置法が制定されまして、現在はこれによって動いているということになっております。

3月11日現在において被災地に住んでおられた方に関しては、法律相談については無料になるということ。それから、代理援助についても、こういった方々については資力要件を問わないで受けることができる。ただし、立替償還はまだ存在してございまして、代理援助の場合には、償還は猶予しました。最終的な解決がするまでの間猶予な形になっておりますが、償還制は維持されております。

現在、そういった形で進んでおりまして、この特例法を活用しまして、6月11日現在で震災の法律相談の件数が5,000件を超えております。また、代理援助の件数、これはまたなかなか伸びないのですけれども、100件を超えてきているというような状況でございます。

それから、臨時出張所のそれぞれの件数ですけれども、南三陸では今年度になってからは大体一月あたり50件から60件ぐらい、それから山元についても60件程度、東松島については100件を超えるというような件数で来ております。

また、岩手の大槌についても50件程度の相談が弁護士に対して入っております。また、この臨時出張所に関しては、弁護士以外の司法書士、税理士等の相談にも入っております、それぞれに件数が上がってきているというところで、法的支援としてはいくらか役に立ってきているということを実感しているところでございます。

それから、今ありましたように、宮城、岩手に臨時出張所ができておりますけれども、一番そういう意味でいうと原発の損害賠償の関係で注目されている福島についても、今福島県の弁護士会のほうと法テラスのほうで調整が進んでおりまして、本年度の早い時期に、できれば秋口には1か所、さらにはもう1か所、2か所と増やさなければいけないということの調整をしている最中でございます。

特例法が制定されることをわれわれ弁護士会のほうとしては、議員立法で求めてきたところでございますけれども、ようやく動き出しているということで、これを活用して、市民の人たちの法的ニーズを生み出していきたく思っているところでございます。私からの説明は以上です。

(北川議長)

ご説明は、以上でよろしいですね。

(荒事務総長)

ちょっとだけ荒のほうからお話させていただきます。私は仙台から出ておりまして、まさに仙台で仕事をしている中で、そして私の生まれ故郷が相馬なものですから、原子力被害ということについても身近に感じております。阪神・淡路大震災とよく対比されるのですけれども、大きな違いはやはり津波による被害で、これにより広範囲にわたる被害が出ているということと、原子力による被害ということで、今でも被害が続いていて、終息する見通しがまだ立っていないことです。この31/34に地図が出ていますけれども、この31/34の下のほうに福島県と書いてありますけれども、福島県のちょうど脇あたりが浪江、双葉なのですけれども、その上と下の人たちを含めて相当数の人々が戻れない状態にあります。これらの人々は、福島県内、あるいは日本全国でいまだに暮らさざるを得ず、日本全国の弁護士がやはり関わらざるを得ない状態にあります。

こういう方々に息長く関わっていかなければいけないということと、広範囲で行政機能が麻痺したところもあって、その行政の当初は補完的な役割もしなければいけなかったということも、今回の大きな特筆すべきことだったのだろうと思っています。

ですから、弁護士が被災3県の当初の役割は情報提供、被災者に対して避難所を回って、こういう場合こうなるという、被災者が一番最初に直面する課題に情報提供をしていくというようなことが大きな役割になって、徐々に徐々に法律相談に変わっていくというところが、われわれの対応の難しさだったのかなと思っています。

先ほど報告があったように、拠点がなくにはなかなか総合相談に対応するのが難しい。税理士、土地家屋調査士、一級建築士、あらゆる専門職が集いその人を支えていくという対応態勢を整えることが難しいということで、宮城県に3か所、岩手県に1か所できているわけですが、もっとももっとつくっていかねばいけないということで、福島県にこれから2か所つくることで、今準備を進めています。原子力被害の人たち、風評被害の人たちに日本全国の弁護士が息長く協力をして対応態勢を敷いていくというようなことが求められています。

そういう中で、特例法の制定が遅れたことが本当にわれわれにとっては残念なことです。本当は昨年になっていなければいけなかったものが、今年になってようやくできました。大体3、4か月遅れたのですが、そのこともやはり被災者・被害者に対してやはり大きな負担になったのかなと思っています。

とりわけ、先ほど報告があったとおり、お金は返すのですよというようなことを言わざるを得ないことが大変辛いところだと思います。阪神・淡路大震災のときには、いろいろ混乱はありましたが、免除しますよということがあったわけです。今回は、それが無いというような大きな違いがあって、大きな精神的な負担になっています。これからのわれわれの大きな課題と思っています。ちょっと長くなりましたので、ここで切らせていただきます。

(北川議長)

それでは、今のご説明について、委員の皆さんからご意見、ご質問等いただきたいと思いますが、どうぞ、ご発言ください。

(中川委員)

ちょっと質問をしてよろしいですか。さっきおっしゃった法テラスでも何でもいいのですが、この相談の内容ですね。どのような内容のものが寄せられているのでしょうか。

(鈴木事務次長)

今荒からもございましたけれども、当初は情報提供的な、どうやったら給付が受けられるか、そういうようなことの相談というか、そういう質問が多かったわけですが、最近多くなっている相談としては離婚関係が多くなっています。それから、もちろん相続の関係、それからもちろん債務整理についての相談といったような関係でございます。

離婚というのは、やはり家族関係が避難をする中で、いろいろ困難を来しているのかなと。家族がばらばらに暮らさざるを得ない。それぞれがまた将来のことについても、思いがずれてきていることを感じてしまうというような中での相談と思っておりますけれども、今ようやくそういう法律相談的な話が、われわれのところに持ち込まれているということでございます。

それから、先ほどございました、ちょっとご説明しました震災ADRについて、仙台のほう

でつくった紛争解決のところでは、昨年の中で多かったのは、やはり隣の家の物が落ちてきてうちの何か壊れたのだと、これについてどうしたらいいかとかいうような話し合いの場に使うとか、そういうような形での相談事、あるいはもめ事の解決をしてきたというようなことであります。

(山岸会長)

すみません。当初は、借地人も借家人もみんな被害者だから、そのところが割合に優しい対応だったけれども、それぞれが今度は権利主張しだして、期間が経つと、なかなかきすぎずして解決が困難だとか、いろいろな問題が出てきていますけれども、今言ったような幅広いジャンルで出てきているようですね。

報道でもそうでしたけれども、離婚が非常に多いというのが。やっぱりああいう大災害に遭うと、こんな人だと思わなかったというのが出てきたりとか、それから、留まりたいというのとやはり子ども連れて避難したいというので、決定的に溝ができたりとか、いろいろなことが出てくるようでもありました。あとは、ローンの問題ですとか、いろいろ多岐にわたってはいます。

(鈴木事務次長)

件数的に言いますと、5月10日現在で宮城の法テラスの相談の件数ですけれども、相談内容別にいうと離婚、相続というものが大体35%程度、そして損害賠償、貸金額の金銭事件が26%、破産等の多重債務関係が19%。これを見てもおわかりのように、家族関係のものがある程度あるということだろうと思います。

(荒事務総長)

私が現に今手がけている案件の中では、離婚事件がかなり多くなっています。狭い中に、仮設の中にいる中で、ご主人が職を失う、そこで夫婦2人で暮らさざるを得ないという状況の中で、家庭環境が大幅に変わって先の見えない状況に置かれ、結果として離婚事件が増えています。

一方、相馬地方のことを言えば、パチンコ店が大流行になっています。東電からお金が出て、そのお金は全部荒んだ生活の中でパチンコ等のギャンブルに使われていき、それを家族が見ていて家庭紛争がまた起きていくというようなことがあって、それをどう立て直していくかということが大きな課題になっています。次にADRですが、やはり震災ADRをやってよかったと思っています。大体裁判所が大幅に件数減らす中で、これまでに400件以上手がけてきたのですけれども、100件以上そこで合意を成立させています。小さい事件、こんな事件まで持ち込むのかというようなこともありますけれども、そういうことを丁寧に1件1件やっていくことで信頼を勝ち取って皆さんが持ってきてくれるという中で、一級建築士とか様々な士業の人たちが、ボランティアで活躍してくれています。このような専門職の方々が作成した鑑定書とか意見書に基づいた話し合いのため、すごく早く解決できた案件が結構あったと言われていきます。

日々刻々変わっていく被災者の需要というものに、行政とか国のほうも、それをあらかじめ見越した対応をしていくということが、これから大きく求められていくと思っています。

(北川議長)

拠点化ということを言われたでしょう。その拠点というのは、法テラス的なのか、いわゆる司法か、それとも一級建築士とかいろいろな、それはどういう区別ですか。

(鈴木事務次長)

法テラスの臨時出張所のほうには建築士までは入っていない。いわゆる士業関係の法律相談の場所というような形です。

(北川議長)

それを拠点と言うのですか。

(鈴木事務次長)

司法関係者の中ではそこを拠点と言います。

(北川議長)

もうちょっと幅広く。

(鈴木事務次長)

復興ということになるとまた別の。

(北川議長)

拠点という言葉、ちょっとニュアンスが違ったと思うのですが、何かそういう。

(荒事務総長)

やはり国のほうの責任でそういう拠点をつくってほしいと思います。その一つの大きなツールが法テラスの拠点なのですけれども、それだけで足りているのかと。先ほども話が出てくるわけで、やはり心のケアなどで今バラバラに各省庁がやっています、LSAと言われるライフサポートアドバイザーという方々が、各仮設ごとに置かれていて活動を展開しているのですが、その方々が誰と連携して活動していけばいいのかという問題もあります。今そのつなぐ役を弁護士会がやっているわけですが、臨時出張所とLSAをつなぐとか、今新しくできている制度をうまくつないでいくための本当に拠点というか、もっと広い意味での拠点というのが、これから被災者とか被害者の援護法をわれわれ求めていますけれども、そういう中で大きな形での援護していく拠点を設置することが求められていると思っています。

(北川議長)

どうぞ。ご意見、どうぞ、湯浅委員。

(湯浅委員)

この出張所ですね、車はあるということなのですね。これ、仮設回ったりして、相談に来られない人にこちらからアウトリーチするのに非常にいいと思うのですけれど。

(鈴木事務次長)

その部分は、そのために設けているような車ということもございまして、実際この出張所の



事務局のレベルの人には、地元の役場関係、消防署の元所長であるとか、役場関係者の方になっていただいて、まず地元の自治体、あるいは周辺自治体との連携がとれるような方。そうすることによって、まず地元に入り込みやすい。またチラシも各戸にお配りをすると。その上で今湯浅先生おっしゃられたように、この車で実際に来られない方のところに回っていくというようなことを実際にやっております。

ですから、そういう意味で言うと、活発にアウトリーチをして、それぞれの法的ニーズを満たしていくという活動を今やっているところです。

(湯浅委員)

それで、そんな簡単じゃないだろうと思って言いますが、県外避難者の方たちですね。この方たちにはなかなか情報も届かないし、割と公営住宅とか市営住宅とかに集中されている自治体が多いですけれど、なかなかその人が法テラスまで各県まで出向いていくというのは大変なのだと思うのですが。新潟とか、長野とか、山形とか、比較的避難者の多い地域、こういうところにもこういうものなどがあつたりすると、3県以外にもあつたりすると、非常に自治体の人たちはどこに県外避難のそういった方々が割と集中的に住んでいるかを知っていますから、いいのではないかなと思ったのですが、そういう計画は。

(鈴木事務次長)

まだそこまでの計画はございませんが、むしろ弁護士会のほうで、そういう方々の情報をどうやって入手できるのかと。弁護士会のほうも相談活動をやっておりますので、待っているだけではなくて、本来行かなくてはいけないのだけれども、どこに行けばいいのか、どこにどういいう人がいらっしゃるのかという情報が、きちんと入ってきていないところが、弁護士会側からの悩みとして出ておりまして、その辺はむしろ今おっしゃられたように自治体はお持ちのようですし、さらにいえば元々の福島の自治体のほうから、どこに行った方々は何人いるというのを把握されているやに聞いておりますので、その情報が何らかの形で法テラスと絡みながら入手できるようにして、われわれがそこに手を差し伸べていけるような活動をしていきたいと思っているのですが、今ちょうどそこが悩ましいところになっております。

(清原委員)

その点でよろしいですか。

(北川議長)

どうぞ。

(清原委員)

今避難されている方の問題提起がありまして、情報提供ですけれども。昨年の震災直後から総務省のほうで、全国の市町村の中で被災地から避難されている方については、それぞれの避難された市町村に対して、その状態を連絡したいので、総務省のほうに報告してほしいということで。今総務省のほうでは、おそらくすべての自治体からの被災者がどの市町村からどの市町村にいるかということ、それぞれの市町村の報告に基づくネットワークができていると思

います。

そういうことがございましたので、三鷹市にも人数は少ないのですが、被災地から避難されている方がいらっしゃり、そのことを把握されている例えば福島市ですとか、その他被災地の首長さんから、三鷹市長宛に我が市の住民が避難をさせていただいているので、何かありましたら支援をお願いしたいと。自分たちとしてもその避難されている方に、例えば広報紙・誌を送るとか、そのような連絡はしていますので、一貫して支援していきたいというお便りが来ているのですね。

ということは、個人情報の保護もございますから、三鷹市にどこから何人ということを上げることや、固有名称は申し上げませんが、実は被災されている市町村は大方把握されていると思います。

しかも、その避難されている方に当該の本来住民票お持ちの市町村長さんは何らかの方法で、大方は郵送なのですが、広報紙・誌などを常に送りながら、このような深刻な被害があったからこそ、やむを得ず避難をされているということなので、アイデンティティーもおありでしょうし、連絡はされているのです。ですから、それを何らかの正攻法の法的な形で入手される、あるいは活用されることによって、重要な情報が伝わるのではないかと思います。

もう一つ情報提供ですが、6月6日に全国市長会がございました。その全国市長会 810 の市がございまして、大方の市長さんが東京都内に集まって全体会議をしたわけですが、そのときにこの東日本大震災の被災地の復興支援に向けて、数ページにわたる決議をいたしました。

その決議を審議しておりますときに、福島の市長さんが手を挙げられまして、一つには、福島県内の市長を代表して全国各地から支援をいただいたことに感謝すると。その上で、このようにおっしゃったのが、非常に全国の市長の共感を得たのですが、今回の震災は一般的には東日本大震災という名前でまとめられて言われることがあると。

しかし、福島県の市長を代表して申し上げたいのは、今回は地震・津波・原発事故の被害であって、震災という言葉で丸めるのはふさわしくないと、明確におっしゃったのです。

私たちも、例えば東京の市でございまして、一貫して放射線・放射能に対する市民の皆様の不安をどう払拭するかということで、東京の市区町村長も取り組んでいるわけですから、確かに地震・津波のみならず原発の被害がある震災であると思います。ですから、東日本地震・津波・原発被害が、というふうにしつこいようだが言ったほうがいいだろうという発言にたいして、参加されておりましたすべての市長からは拍手が起こったわけでございます。

私としては、今回日弁連の皆様においては、岩手県、宮城県で少なくとも地方事務所の法テラス以外の取組みに加えて、法テラスでもご協力いただいているということなのですが、先ほど荒事務総長もおっしゃいましたように、やはり福島を忘れてはいけないし、また多くの方が避難している山形県ですとか、新潟県ですとか、そういうところとの連携も強めていただければ心強いです。ぜひ一層、北川議長もおっしゃったように、拠点という言葉の深み、機能をどのように捉えていくかというときに、弁護士の皆様がコーディネートされながら、どのぐ

らい地域特性にも応じて広げていけるか、ということだと思います。

それから、自治体の今市長会の話をしていただきましたけれども、町村会も同じでございますので、基礎自治体である市長会とか、町村会と連携できることは多々あると思いますし、先ほどの情報については、法務省と総務省がもっと連携すれば本当に助けを求めている方に届く情報提供もあるのではないかと感じました。

(山岸会長)

原発事故は日々まだ被害を拡大しつつあるということは大変だなと思うのですが、震災ということについて言った場合に、決議をあげられた、それはそれですごくいいことだと思うのですが、ノウハウの伝承みたいなものがやはりなされていないというのがありまして。私は新潟県の出身で中越地震・中越沖地震というものがある、多大な被害を受けて、小千谷とか、そこに福島県から避難してみえた方々は、これはどの程度か知りませんが、ある方曰くは、次にどういうニーズが起きる、次にどういう要望が起きるということを経験していますので、小千谷の自治体の人たちは、自らも被災者で責められて過剰な勤務の中で、あまり出ていないけれど、自殺者も相当いたわけです。

でも、生き残って一生懸命お世話をしたそういうノウハウが、体に染みついているノウハウで提供できるということの中で、ずいぶん喜んでいただいて、こんなこと比較したらいけませんけれども、福島県内の他の都市に避難した人たちよりも、相当満足度の高いケアをしてもらったという感謝が寄せられたというのを聞いたことがあります。そういう生の、3日目には何が求められる、1週間後には何が求められるというような経験的知識を伝えていかなければならないが、総務省だとか役所だけでは、なかなか行き渡らないという気がいたしました。

私は荒さんに、副会長仲間なものですから、割合早い時期に見に連れて行ってもらって、石巻と相馬を見ても大変な被害だと思ったのですが、その前に荒さんのほうのネットワークで、市役所に民生部長とか、市長もなかなか個性的な人ですけども、非常につながりがあるものですから、われわれは何がお手伝いできるか、義援金を出して、日本赤十字社の口座に留まっているばかりではしみじみしないということの中で、やや落ち着いたらようやく例えば自衛隊がつくった風呂に入れると。ところが着替えがないと、下着の着替えがないとか、そういう何が一番困っているかということで、偏りを防いで必要な人のところへ必要なものを届けるということが、やはり行き届かないのですね。これは、やはり大混乱のときですからしょうがないでしょうけれども、荒さんのメール1本で全国から男女の下着類からTシャツから大量の衣類がダイレクトに相馬市に届くというようなことがありました。それは不公平かもしれないけれども、必要などころへ必要なものを届けるというような機能をもっともっと NPO 法人とか、それは弁護士会もかなりのことはできるかなという気はそのとき持ちましたけれども。いろいろなところがそういうきめ細かなことをやらないと、なかなかうちには何も来ないとか、あそこの町役場には毛布が段ボール積みで邪魔になっているとかということが、よく聞かれます。そういった点を何とかできる仕組みが、できないかと思っています。

(荒事務総長)

2点ほどいいですか。先ほど県外の人たちの支援ということありましたけれど、双葉、浪江、小高、楡葉等の人たちが福島県の中通りの方に移り住んでいるわけですが、その中通りの人たちを対象とした法テラスの臨時出張所というのをまずつくろうかという動きが急速に広がっています。来月あたりに具体化すればいいと思っています。そこが成功すると、やはり外に移り住んでいる人たちのための臨時出張所も必要なのだということがクローズアップされてくると思っています。また、ここには行政の方もおられますが、今回浮き彫りになったのは、個人情報に壁になっている部分があって、この個人情報をもっともっとその大震災が起きる前から、これを想定をしてどう使うか。そして起きた直後にどう使うか。そして、ある程度落ち着いてきた後どう使うかということについての提言を日弁連でしようということになっています。

(北川議長)

ぜひお願いします。

(荒事務総長)

7月3日にシンポジウムを開いて、未確定の原稿ですが、こんなことを日弁連の高齢者・障害者の権利に関する委員会を中心に考えていますという個人情報取扱いに関する資料を提供するというのを今やるのが準備されています。鈴木事務次長が担当事務次長です。

(鈴木事務次長)

高齢者・障害者の権利に関する委員会です。そういう企画をしております。ただ一方で、情報問題対策委員会という問題もございまして、そちらの委員の先生方というか、その委員会と少しスタンスが違うところもあるので、それも調整した上でこのシンポを開きます。

(北川議長)

ぜひ調整をよろしくお願いします。

(清原委員)

多くの自治体が「災害時要援護者支援事業」というのを数年前から始めていまして、昨年の東日本大震災を契機に、それまで慎重だった住民の皆様の意識も変わりつつありますので、本当に多くの自治体がやっていることの追い風になるヒントをいただければありがたい。

(鈴木事務次長)

このシンポに既に自治体の関係者の方が100名程度参加していただけるというような話も聞いておりますので、ぜひともきちんとしたものにしたいと思っております。

(フット委員)

いくつか細かい質問をさせていただきたいのです。以前、原発ADR制度について、この市民会議で報告を受けました。その後、私なりに少しずつ調べてきたつもりです。しかし、被災地ADRシステムは、今日始めてお聞きしましたけれども、大変興味深いテーマです。福島以外でも同じような被災地ADRシステムは出来上がっているのでしょうか。また、400件以

上の案件が迅速に解決できているということですが、そこから原発 ADR 制度その他の ADR 制度へのヒントがあれば、それも教えていただきたいのです。

2 点目ですが、原発 ADR 関連で、確かに代理人率は 20%程度で、8割ぐらいの申立人は代理人がついていないという話でしたけれども、特例法ができてから、その代理人の率が上がっているのでしょうか。また、被災地 ADR に関しても代理人がついていないのが大半だろうと思いますけれども、どういう状況なのでしょう。

3 点目ですが、以前岩手県に行った際に、弁護士に相談することに対して抵抗があって、ニーズがあるのに、しかも無料の相談の人がいるにもかかわらず、弁護士に相談しているところを見られたくないなどの理由で、相談しないことが多い、ということでした。様々な工夫が行われましたけれども、そういうような傾向が非常に強いので、相談できる環境を作るのに相当苦勞している、ということをお聞きしました。先ほどのお話で、例えば消防団員とかの関係などで様々なアウトリーチが行われているとのことでしたが、それはおそらくそのような抵抗を少なくするという狙いもあるだろうと思いますけれども、1年経って変わってきているのでしょうか。弁護士への相談というのは、そのような抵抗は少しずつ弱くなってきているのでしょうか。あるいはいまだにそのような問題が根強く残っているかということが3点目の質問です。

そして4点目で最後の質問として、臨時出張所の弁護士は、新たに採用されている人ですか。他の地域から法テラスから回してきた人なのでしょう。つまり、どのような人たちが臨時出張所で弁護士となっているのでしょうか。

(鈴木事務次長)

私のほうから。被災地 ADR は、宮城の仙台のほうでできているものですから、ここは不足の点があれば荒先生に補充をしていただければというふうに思っております。

それから原発 ADR の代理人の率ですけれども、おっしゃられるように、本人申立ての率のほうが圧倒的に多くて、それがためになかなか申立てが整理された形できていないというところでの積み残しの滞留している案件が多いのではないかとということがございまして、特例法を活用して、代理人をどんどんつけてほしいというメッセージを送っていかねばいけないということですが、今現在のところではまだそんなに増えているのではございませんが、近々、集団申立ての関係で代理人がついたケースが何件か来るといったようなことは聞いておりまして、これから始まるということをお思っております。

(斎藤副会長)

代理人率2割というのは訂正しておいたほうがいいのではないですか。

(鈴木事務次長)

増えていない。

(斎藤副会長)

集団で申立てがあった場合、申立人の人数がカウントされていないのでしょう。

(鈴木事務次長)

ですから、そのカウントの数としてです。つまり、集団で申立てがあつて、100人とかの申立てがあつただけけれども、それを1件とカウントするのか、それとも人数でカウントするのかというあたりが少しあつて、その率的なものというのはどう把握するのかというのは、ちょっと問題があるだろうと。

それから、被災地 ADR、ちょっと荒のほうから補充をしてもらいますが、被災地 ADR、仙台に関しては、そもそもがそんなに額の大きな事件ではないということで、代理人がつかないで、むしろサポートして差し上げて申し立てるといふような制度になっておりまして、これをそのような形で活用されている。ただ、現在、特例法ができていますので、代理人を付けられるということであれば付けるということが可能になっております。

それから、3点目の岩手で弁護士への相談に抵抗があるという部分ですが、これは本当にそのようなことを実感しております。特に岩手の場合には、弁護士が多いのは盛岡ですけれども、三陸沿岸はそれほどそれまでも多くはなかったということで、弁護士を使うということが、そもそもご理解いただけないような世界だったろうと思います。

その意味で大槌にも出張所ができて、アウトリーチを始めておりますが、これがどのような形で活用されていくのかということは今後まだ見ていくところだろうと思います。

それから、一方ではあそこにもまだひまわりの公設事務所等も三陸沿岸がございまして、そういったところでも弁護士を活用することのメリット、あるいはその辺の抵抗感をなくしていくということができるのだろうと思っております。

それから、臨時出張所の弁護士ですけれども、これは常駐している一人の弁護士がいるというのではなくて、むしろ盛岡、あるいは仙台からそれぞれの臨時出張所のほうにジュディケアで担当番がそこに赴くという形になっております。それで、先ほどありました車についても、そういった往復も使えるようにというようなことも背景にはございます。

ただ、岩手の場合には大槌までの間は、多分盛岡の弁護士は自分の車で行くということをおっしゃっておりますけれども、仙台はかなり臨時出張所の車両が活用されているのではないかと思っております。

(荒事務総長)

少しだけ。今言い残しているところがあつたので補足します。ADR の関係では、常日頃から士業の人たちと連携して、弁護士自身も裁判官役をやらざるを得ないので、相当やっぱり経験を積んでいかないとできるものではありません。仙台ではそれを4、5年前からずっとやってきて、年間100件ぐらいこなしてきたということで、士業の人たちと既に出来上がっていた中で、それを震災 ADR に変形させていったということができたので、スムーズに4月には、1か月後には立ち上げることができたと。

ところが、やっぱり岩手とか、福島にはまだそういうあれは準備がまだ整っていないので、実績がなかったために、すぐには震災 ADR を立ち上げられない状況の中で、岩手は臨時出張所を立ち上げて拠点をつくってきたと。さっきから拠点、拠点という話が出てきていますが、原

子力の関係のわれわれ原紛センターという紛争解決センターが、新橋と郡山にはありますけれども、浜通り地方には何もないわけです。地元で頑張って食いしばって生きている人たちが、原子力紛争解決センターやいろいろ申立てをしようとするときには、そこを離れて、わざわざ別なところに行っているいろいろなやらなければいけないと。やっぱりそういう原子力紛争解決センターなんかの調査ないしはそこでの判断、そういうことが地元で、福島県の浜通りでできるような仕組みをつくらなければいけないのに、まだできていないというあたりのところも非常に残念なこと、さっき2割しかとかいろいろありましたけれども、だったら地元の人たちが使いやすいように、そこに原子力の関係の紛争センターの出先をつくっていくという作業が求められているのに、それができていないという現状にあります。

(北川議長)

よろしいですか。では、中川委員。

(中川委員)

これはこの前もちょっと申し上げたのですが、今の原発被害救済の問題なのですが、ここにも書いてありますけれども、ものすごい、20万件、何件になるかわからないわけですし、それから現在も続いている。拡大するかもしれない。これが本当にすべてが解決するには何十年という時間が予想されます。その間、被害も被害者がどうなるか、亡くなる方も出てくるのではないかと思うぐらいの話なのですけれども、こういうときに、何かそういう枠組み、法的な枠組み、例えば被害の類型を分類して、被害といってもいろんな被害があるのでしょうか、それを分類して、AとかBとかCとかDとか、Aの被害についてはどのような救済があり得るのか。Bについてはどうなのかというような。それを大きな枠組みの中で東京電力と交渉するなり、ここはちょっと法律家の知恵の出どころ、こういう大きな災害なり大事故の場合に、そういう被害救済の今までとは違う個別に一人ひとりの被害者が一人ひとりの被害をもって加害者と交渉するというのではなくて、何かこういう枠組みというものがあって、それを適用できるというような、そういう何か法律家としての知恵をここで発揮することができないのかという夢みたいなことを考えているのです。そのようにすれば被害者も安心して、安心というか、自分の被害の状況とそれに対する賠償というか、大体目先が見えるということ、加害者のほうもどの程度のものになるかということがわかるし、解決も迅速にできるのではないかと思っております。何か全く新しい発想なんだけれども、そういうものを日弁連が打ち出すとか、これは国の法律の問題が出てくるかもしれませんが、新しいものを何かここで、大災害被害救済枠組みみたいなものを、それを将来の大事故なり災害にも当てはめていけばいいというようなものをつくるのができないのかということもちょっと考えているのですけれども、学者とか弁護士さんとか、ちょっとそういう知恵を集めれば、何かできそうに思うのですけれども、どうなのですかね。

(鈴木事務次長)

原子力に関しては、ADRを機能的に動かすためにも、そういう審査基準をつくるということ

で、文科省のほうでやられていたわけですがけれども、あれ自体も結構大変なことだったと。中川先生がおっしゃるのは、もうちょっと大きな枠組みの話だろうと思うのですがけれども、それをやっていく場合に、やはり個々人の損害の回復と、それとももちろん加害者側というか賠償する側の問題とが、非常に難しい問題にはなるのだろうと思います。法律家としての知恵だけではなくて、多分政治的な部分も含めての知恵が必要になってくると思います。

(中川委員)

だけれど、誰かが何か提言をしないと、これは非常に時間がかかって鬱陶しい。いつまでも喉に刺さった骨のような感じですからね。

(斎藤副会長)

原子力紛争解決センターを法律の制度にすべきだという提言を日弁連はしています。今法律の制度ではないのです。そこでの判断についても東電を拘束する力がない。そこは少なくとも法律制度で、その判断に対しては拘束力を持たせる。東電はそれに従うという、最低でもそれをしてもらったほうがいいという提言しています。

(荒事務総長)

援護法という、その損害賠償のレベルを超えた、やっぱり被災者、被害者の生活再建に向けたいろんな総合的な取り組みをやっていくのだということをはっきりさせていただく。おっしゃられたように、先が見える状況をなるべく早くつくっていく。そういうことでの援護法の提唱というのを宇都宮執行部から山岸執行部にまたがって提唱していくという、今準備がなされています。そういうのと損害賠償のことが連動していかないと、生活の再建って難しいのではないかとということを前提に、おっしゃる趣旨はそのとおりでと思っています。

(鈴木事務次長)

実際、福島の弁護士さんたちが悩んでいるのはその辺でして、全部はやれないという中で、ADRをどこまで活用して、それがこういう事例が固まってくる中で東電との個別交渉に持ち込むのだというようなことをおっしゃっていますが、今のお話だともう少し大きな枠で持っていないといけないのだろうと痛感いたします。

(北川議長)

時間も迫っていますが、どなたか、よろしゅうございますか。一応今日の議題は終わらせていただいてよろしゅうございますか。

今、委員の皆さんからそれぞれご意見を出してきたわけですがけれども、今新体制になられて、先ほど中西さんもおっしゃられたように、ビジネスプロセスを変えるといいですか、予算がないからできないとか、そういう話がすぐ、既存の体制の中ではそうですがけれども、全く立場を変えて考えると、例えば先ほどおっしゃられた、刑務所に入られて一人300万円なら、それなら入れないほうがいいという体系を新体制になられて、例えば確立をすとか。私はこだわっているのですが、例の、弁護士の活動領域の拡大なんかも、本当に分権していくと、自治体が法的な背景でないと、思いきった行政判断はできないのです。今までの行政指導だったら、こ



れからは自治事務という形になると、判断した人が逮捕される可能性もあるというようなことからいくと、この社会の成り立ちを変えていただく運動というか、そういう形のものを体制が変わられたときに、何か、これ難しいのですとか、やっているのですということを超えて、多分中西さんもそういう意味合いもおありだと思うのですけれども、やっぱり社会が本当に変わってきている、われわれの世界だと中央集権が分権になったら、分権に対する法的な背景がないともたないのですよね、実態としては。だから清原さんでも、先進的な全国の市区町村はかなりリスクリーなことがあるわけです。だからそういうところまでも含めてお考えいただけたらいいと、そんなことを思っております。

## 6. 閉会

(北川議長)

これで今日の議題を終わらせていただきたいと思います。次回日程でございますが、内定いたしております、平成 24 年 9 月 27 日、木曜でございますけれども、午前の 10 時から午後 0 時までということで恐縮ですが、よろしくお願いを申し上げます。

それから、委員の皆さん、他に何かご意見、よろしゅうございますか。

それでは、事務局にバトンタッチをさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(中西事務次長)

どうもありがとうございました。

(北川議長)

それでは今日はこれで終わらせていただきます。

(山岸会長)

どうも貴重なご意見をありがとうございました。(了)